



令和 8 年 9 月 1 日
(住民税非課税世帯)
健康福祉部福祉局地域福祉課 保護係
電話：027-226-2521 内線：2522

(児童扶養手当受給世帯)
生活こども部児童福祉課ひとり親家庭支援係
電話：027-226-2624 内線：2625

低所得世帯・ひとり親世帯への物価高騰支援としてギフトカードを配布します

群馬県では、物価高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯等への負担軽減を図るため、(1) 住民税非課税世帯及び(2) 児童扶養手当受給世帯に商品券(ギフトカード)を配布します。あわせて、対象者からの問い合わせに対応するコールセンターを設置します。

1. 対象世帯及び金額

	(1) 住民税非課税世帯	(2) 児童扶養手当受給世帯
対 象	次の要件を両方満たす世帯 ・令和 8 年 6 月 1 日時点で、群馬県内の市町村の住民基本台帳に記録されている世帯であること ・住民基本台帳上の世帯に属する全ての者が、令和 8 年度住民税非課税世帯(課税基準日：令和 8 年 1 月 1 日)であること	令和 8 年 6 月分の児童扶養手当の支給を受けた世帯 (令和 8 年 6 月 1 日時点で群馬県内に住所があり、令和 8 年 5 月 31 日までに児童扶養手当の申請をされた世帯。ただし、手当が支給停止となっている世帯は対象外)
金 額	1 世帯あたり 8,000 円相当の商品券	1 世帯あたり 20,000 円相当の商品券

※両方の条件を満たす世帯は、合計 28,000 円相当の商品券を、それぞれ別のゆうパックにより配送します。

2. 商品券の種類、有効期限

- ・商品券の種類：バニラ VISA ギフトカード
- ・有効期限：令和 9 年 1 月 31 日(日)

3. 配布時期・方法

- ・9 月から 11 月にかけて、ゆうパック(対面受取)により順次配送します。

4. 商品券送付にあたり事前の申請が必要な場合

・「(1) 住民税非課税世帯」対象世帯のうち、令和8年1月1日及び同年6月1日の時点で同一市町村に住民票があり、かつ両時点の間で世帯員の増加がない世帯については、原則申請不要です。

・ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請が必要ですのでご注意ください。

- ①世帯員に、令和8年1月2日以降の転入者（婚姻・出生・同居開始等）がいる場合
- ②令和8年1月2日以降に他市町村へ転居したことがある場合
- ③令和8年度当初は住民税が課税されていたものの、その後の税の申告内容の修正等により、住民税が非課税となった方が世帯員にいる場合

・「(2) 児童扶養手当受給世帯」については申請不要です。

5. 問い合わせ先

群馬県物価高騰対策支援事業コールセンター

- ・電話番号：0120-766-500（フリーダイヤル）
- ・受付時間：午前8時30分～午後5時15分
- ・問い合わせ期間：令和8年9月1日～令和9年2月28日
（土曜日、日曜日、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

※ 詳細は、群馬県公式ホームページをご確認ください。

・群馬県公式ホームページ

(1) 住民税非課税世帯向け <https://www.pref.gunma.jp/page/769959.html>

※事前申請に関する詳細情報を掲載しています。

(2) 児童扶養手当受給世帯向け <https://www.pref.gunma.jp/page/770246.html>

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

